

芦屋町生涯学習基本構想

# 後期推進計画(案)

平成26年度～30年度

平成26年2月

芦屋町・芦屋町教育委員会

# 目 次

第1章 生涯学習基本構想	
1. 生涯学習基本構想策定の目的	1
2. 基本構想の構成と期間	2
3. 芦屋町が目指す生涯学習の方向	3
4. 実現に向けてのてだて	4
第2章 生涯学習推進計画（後期：平成26年度～平成30年度）	
第1節 後期推進計画の概要	5
第2節 学習活動の現状と課題	
1. 「誰もがいつでも主体的に学べるまち」をめざす学習機会の現状	6
2. 「人々が交流し支え合う、いきいきとしたまち」をめざす取り組みの現状	12
3. 生涯学習のしくみづくりに向けた課題	15
第3節 推進目標	
1. 推 進 目 標	21
2. 施 策 の 体 系 図	22
第4節 計画を推進するための具体的方策	
1. 生涯学習講座「あしや塾」の充実	23
2. 「さわやかプロジェクト」のさらなる推進	24
3. 生涯学習拠点の活用とネットワーク化の推進	25
4. 町民と行政の『協働』による「生涯学習まちづくり」の推進	26
第3章 推進体制	
1. 生涯学習推進体制	27
2. 行動計画の策定	29
3. 事業の評価と公表	30

## 第1章 生涯学習基本構想

### 1. 生涯学習基本構想策定の目的

現在のめまぐるしく変化する社会環境にあって、学習活動の内容もより多様化・高度化・専門化しており、町民が「ゆとり」と「うるおい」を感じ、心豊かで生きがいのある社会生活を送るためには、このような時代の変化を的確にとらえ、柔軟に対応できる生涯学習システムの構築が必要となっています。

そこで、町民一人ひとりが生涯にわたり『いつでも』『どこでも』学ぶことができ、その学んだ成果が生かされる地域社会を目指し、各種施策を体系的・計画的に推進できる体制整備を図り、町民の学習活動を効果的に推進するために、「芦屋町生涯学習基本構想」は、平成21年3月に策定されました。

現在、平成23年4月に策定された、第5次芦屋町総合振興計画では、【魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや】を将来像に、「住民とともに進めるまちづくり」「安全で安心して暮らせるまち」「子どもがのびのびと育つまち」「いきいきと暮らせる笑顔のまち」「活力ある産業を育むまち」「環境にやさしく、快適なまち」「心豊かな人が育つまち」の7つの基本目標を掲げ、施策の展開を図っています。

この総合振興計画において、生涯学習基本構想の推進は「心豊かな人が育つまち」の目標実現のための主要施策と位置づけられ、『住民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ知識を活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きがいづくりなどに取り組む』ことで、生涯学習社会の実現を目指すことと示されています。

## 2. 基本構想の構成と期間

### (1) 基本構想

基本構想は、芦屋町における生涯学習の基本方針を定めるものとし、「芦屋町総合振興計画」に基づく、芦屋町における生涯学習振興の最上位計画となるものです。

### (2) 推進計画

基本構想の具現化を図るもので、分野ごとに目標を定め、各種施策を体系的に整備します。

後期推進計画の期間は、平成26年度から30年度までの5ヵ年とします。ただし、第5次芦屋町総合振興計画の後期基本計画策定時（平成28年度）には、後期基本計画との整合性を図りながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

### (3) 行動計画

推進計画で体系化・具現化された施策に対する、各種事業の内容や実施時期を定めたもので、推進計画の実現を図ろうとする具体的な事業計画です。

行動計画は、今回の基本構想とは別に、「生涯学習推進本部」（※第3章推進体制参照）にて毎年作成します。

### 3. 芦屋町が目指す生涯学習の方向

本町では、平成21年度に生涯学習基本構想及び前期推進計画を定め、生涯学習を推進してきました。

しかし、町民一人ひとりの生涯学習を振興する学習機会や学習情報の提供、相談活動などの条件整備は、まだ十分とはいえません。また、自治区への加入率が遠賀郡内他町と比較して極端に低いなど、自立した個人の育成や自立した地域社会の形成を支える地域社会の連帯感の醸成といった大きな課題も抱えています。

急激な社会の変化に対応し、自立した個人の育成や自立した地域社会の形成を実現するためには、何よりも生涯学習による「人づくり、人と人とのつながりづくり」が重要です。そして住民一人ひとりの個人の充実とともに、その個人がまちづくりの中で住民としての役割を発揮することによって、その個人も町も充実していくという「自己形成と社会形成の一体化」を実現していく必要があります。

このような課題を踏まえ、生涯学習を推進する基本的な方針を、次のとおり定めます。

#### 【基本方針】

**「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」**

本町では青少年の健全育成に際し、「夢・希望・志をもったさわやかな若者の育成」を目指して、保育所（園）・幼稚園・小学校・中学校、保護者、地域住民及び行政が協働して「さわやかプロジェクト」（※第2章第2節参照）に取り組み、大きな成果をあげています。

このことを好例として、同様の基本方針を掲げ、多様な学習機会の拡充や学習機会提供機関のネットワーク化、そして町民と行政等の協働に取り組むことで、自ら学習活動を積み重ねる人づくり、そしてお互いに支えあう関係づくりに努め、地域意識、ふるさと意識、心身ともに健康な社会の醸成を図り、「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」を目指します。

#### 4. 実現に向けてのてだて

生涯学習を進める際には、町民の生涯にわたる学習活動と生活のあらゆる分野での学習活動を支援するシステムの両方が整備されなければなりません。したがって、ここでは生涯学習のしくみづくりを次のように2つの視点で整理していくこととします。

##### ① 誰もがいつでも主体的に学べるまち

人生各期（ライフステージ \*1）の学習課題を解決するために、世代に応じた多様な学習機会を整備する。

##### ② 人々が交流し支え合う、いきいきとしたまち

生活のあらゆる分野での学習活動を促進するため、多様な学習機会提供機関のネットワーク化を図る。また、学びを通じた人と人とのつながりづくりを促進し、いきいきとした地域社会を形成する。

以上のような方針と視点に立ち、本町の生涯学習システムを構築するためには、さらに具体的な分野ごとの目標を設定し、それにとまなう施策を実施する必要があります。

---

\*1 「ライフステージ」

人の一生を幼少年期・青年期・壮年期・老年期などに区切った、それぞれの段階のこと。

## 第2章 生涯学習推進計画（後期：平成26年度～平成30年度）

### 第1節 後期推進計画の概要

芦屋町では、平成21年度に定めた「生涯学習基本構想」を具現化するため、平成21年度から25年度の5年間を前期として、生涯学習推進計画を実施してきました。

そのような中、平成24年度に実施された芦屋町コミュニティ活動状況調査\*1 結果における「社会教育施設の充実」「生涯学習の充実」「レクリエーション・スポーツの振興」「歴史・文化の振興」の町の取り組みに対する、住民の満足度・重要度をみると、平成21年度と同調査結果と比較して、満足度・重要度ともに0.02～0.21ポイント程度上昇し、特に「社会教育施設の充実」については、満足度0.1ポイント・重要度0.21ポイント上昇していることから、少しずつではありますが計画の推進効果が出ているといえます。

そこで、前期の推進結果を踏まえ、さらに平成26年度からの後期生涯学習推進計画を策定します。

推進計画策定の流れとしては、前期計画の実施における現状を踏まえ推進結果を検証、今後の課題を明らかにするとともに、後期における推進目標を掲げ、実施すべき施策を体系化し、具体的方策の内容を提示します。

なお、後期推進計画の実施期間は、基本構想策定当初の計画とおり、平成26年度から30年度までの5年間とします。また、引き続き「第5次芦屋町総合振興計画」との整合性を図るとともに、社会情勢の変化に応じて見直しを行うこととします。

【参考】芦屋町コミュニティ活動状況調査の結果（一部抜すい）比較（満点：4ポイント）

	項 目	満足度		重要度	
		H21年度	H24年度	H21年度	H24年度
1	生涯学習の充実	2.80	2.86	2.68	2.78
2	公民館などの社会教育施設の充実	2.72	2.82	2.73	2.94
3	人権教育の推進	2.80	2.82	2.62	2.69
4	地域などのコミュニティの活性化	2.64	2.66	2.57	2.62
5	レクリエーション・スポーツの振興	2.75	2.78	2.55	2.63
6	歴史・文化の振興	2.79	2.85	2.61	2.68
7	まちづくりへの住民参画・協同	2.46	2.47	3.03	3.07
	(参考) 状況調査結果の全体平均	2.65	2.69	2.99	3.01

\*1 「芦屋町コミュニティ活動状況調査」

町企画政策課において、これまでの町の取り組みに対する住民の評価や、今後のまちづくりや施策に対する意向等を把握するために実施したアンケート。第5次芦屋町総合振興計画策定時の平成21年11月に第1回目、約3年後の平成24年9月に第2回目を実施。結果比較、分析を行うことで町の課題を抽出し、今後の施策に活かしている。

## 第2節 学習活動の現状と課題

生涯学習基本構想では、生涯学習の仕組みづくりとして、次の2点に視点を置いています。

①誰もがいつでも主体的に学べるまち

②人々が交流し支え合う、いきいきとしたまち

この視点に基づき、前期における具体的方策に対する取り組みの現状と、課題について述べます。

### 1. 「誰もがいつでも主体的に学べるまち」をめざす学習機会の現状

#### (1) 生涯学習講座「あしや塾」の創設による学習機会の体系的提供

従来、行政等がバラバラに提供していた学習機会を、年齢などの発達段階や自然、歴史文化、健康づくり、学び、現代的な課題などの学習分野を考慮し、町民に体系的に提供する「あしや塾」を創設しました。(学習機会の内容は、全て平成24年度実績)

#### ① 健康づくりへの学習機会

内 容	事業数	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ いきいき筋力アップ・はつらつ貯筋教室</li> <li>○ 公民館体操教室</li> <li>○ 歯つらつ健口講座</li> <li>○ からだ、ゲンキ！教室</li> <li>○ いきいき健康クッキング</li> <li>○ 老人憩の家健康相談</li> <li>○ 糖尿病予防教室</li> </ul>	7 事業	福祉課 住民課

#### ② スポーツを通しての学習機会

内 容	事業数	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民体育祭</li> <li>○ キッズスポーツフェスタ</li> <li>○ ニューススポーツフェスタ</li> <li>○ ソフトバレーボール大会</li> <li>○ ソフトボール大会</li> <li>○ 障がい者レクスボ大会</li> <li>○ ジュニアボーリング教室</li> <li>○ グラウンドゴルフ大会</li> <li>○ 町内マラソン大会</li> <li>○ 水泳教室</li> </ul>	10 事業	生涯学習課



③ イベントを通しての学習機会

内 容	事業数	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人権講演会</li> <li>○ 指導者発表会</li> <li>○ 春の図書館まつり</li> <li>○ 絵本作家原画展</li> <li>○ 青少年ボランティアスタンプ制度</li> <li>○ 人権まつり</li> <li>○ 秋の文化祭</li> <li>○ 秋の図書館まつり</li> <li>○ 読書リーダー活動養成講座</li> </ul>	9 事業	生涯学習課

④ 子育てに関する学習機会

内 容	事業数	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出前たんぼぼ広場</li> <li>○ わんぱく広場</li> <li>○ えほんタイム</li> <li>○ ママの料理教室</li> <li>○ 教育井戸端会議</li> <li>○ ボランティアおはなし会</li> <li>○ すくすく広場</li> <li>○ たんぼぼ育児相談</li> <li>○ 乳幼児歯科保健教育</li> <li>○ ハローBaby教室(両親学級)</li> <li>○ ブックスタート事業</li> </ul>	11 事業	福祉課 住民課 学校教育課 生涯学習課

⑤ 相談を通しての学習機会

内 容	事業数	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 無料法律相談</li> <li>○ 障がい者相談支援事業</li> <li>○ 児童虐待相談</li> <li>○ ほほえみ相談</li> <li>○ 一般健康相談</li> <li>○ 行政相談</li> <li>○ 人権生活相談</li> <li>○ 配偶者からの暴力(DV)相談</li> <li>○ 育児相談</li> <li>○ 消費生活相談</li> </ul>	10 事業	総務課 福祉課 住民課 地域づくり課

⑥ 体験や講座等を通しての学習機会

内 容	事業数	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出前講座                      ○ 出前町長室</li> <li>○ ラブアース・クリーンアップ 2012</li> <li>○ 花と緑いっぱい運動(花ボランティア活動)</li> <li>○ 子どもと大人の科学フェスタ      ○ 教育フォーラム</li> <li>○ 佐野市との青少年交流事業</li> <li>○ あしやハンズ・オン・キッズ</li> <li>○ 中央公民館講座あしや塾(全11回)      ○ パソコン講座</li> <li>○ 土曜学びあいルーム      ○ 祖父母学級</li> </ul>	12 事業	企画政策課 環境住宅課 学校教育課 生涯学習課

⑦ 芦屋の歴史・文化を知る学習機会

内 容	事業数	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ だごびーなとわら馬まつり</li> <li>○ 芦屋歴史の里「特別展」(2事業)      ○ 化石探検講座</li> <li>○ 八朔のわら馬講習会                      ○ 勾玉づくり体験講座</li> <li>○ ギャラリートーク in 歴史の里</li> <li>○ 町内歴史散歩(神社仏閣巡り)      ○ 歴史探訪バスツアー</li> <li>○ ギャラリーあしや「特別展」(3事業)</li> <li>○ ギャラリーあしや ワークショップ(全10回)</li> <li>○ ギャラリーあしや「芸術家のたまご展」(全4回)</li> </ul>	14 事業	地域づくり課 生涯学習課

⑧ 芦屋釜と茶の湯等を知る学習機会

内 容	事業数	担当課
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 芦屋釜の里企画展                      ○ 芦屋釜の里開園記念茶会</li> <li>○ 七夕茶会                                      ○ ひな祭り茶会</li> <li>○ 芦屋室町茶会                              ○ 子ども茶道寺子屋</li> <li>○ 礼儀作法講座                              ○ 文化ふれあいバスツアー</li> <li>○ さくらコンサート in 芦屋釜の里</li> <li>○ 秋の夜のコンサート in 芦屋釜の里</li> </ul>	10 事業	生涯学習課

## (2) さわやかプロジェクトの推進

本町では、「保育所(園)・幼稚園・小学校・中学校」と「地域」、「家庭」が連携して、町を挙げて『さわやかな若者に育てよう』という実践活動(「さわやかプロジェクト」)を継続しています。

これは、「連携」「体験」「鍛錬」をキーワードに、知・徳・体のバランスのとれた「確かな学力・豊かな心・健やかな体」を備えた若者の育成を目指そうとするもので、今までに、平成14年度～16年度の「学力向上フロンティア事業」\*1、平成18年度～19年度の「豊かな心を育てる地域推進事業」\*2、平成20年度の「地域における家庭教育支援基盤形成事業」\*3など、よりきめ細かな取り組みを進めてきました。

現在は、学力の向上、心の教育、特別支援教育、体力の向上を中核に、芦屋の教育「さわやかプロジェクト」の深化を目指し、多様な実践活動に取り組んでいます。

具体的には、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、習得・活用・探求のバランスを確保することで、保(幼)・小・中の一貫した芦屋型学習過程の推進を図り、その持てる力を高め、適切な指導及び必要な学習支援に積極的に取り組んでいます。また、平成24年度からは、土曜日の活用による教育活動の展開を図るため、土曜授業を開催しています。さらに、平成25年度からは福岡県重点課題研究指定・委嘱事業\*4の指定を受け、子どもたちの更なる学力向上を目指して、「教えて⇒考えさせて⇒分からせて⇒できる」芦屋型指導過程を意図した単元計画を作成するとともに、一単位の授業の中で、「一人学び、協同学び」を位置づけ、思考力の育成を図ります。

特別支援教育では、すすくファイル\*5の活用を進めるとともに、平成25年度からは、文部科学省の発達障害理解推進拠点事業\*6として、校内支援体制の整備・充実を図り教職員の力量と専門性の向上を目指すとともに、個別の指導計画や教育支援計画を活用しその充実を図っています。

その他、町内3小学校では平成23年度に製作された「あしやかるた」を活用し、ふるさと芦屋を古風な遊びを通じて学習する機会を設け、芦屋釜の里では児童が郷土の知識を深め、芦屋町を愛する心を育むことを目的としたかるた大会が開催されています。

一方、地域との連携については、平成18年度より開始された青少年健全育成町民会議・各小学校区青少年育成会議\*7においてPTAや区長会など様々な団体と連携し、子どもたちの安全確保や教育力向上をめざし有効な活動が展開されています。

以降に「さわやかプロジェクト」の全体図を掲載します。

\*1 「学力向上フロンティア事業」

理解や習熟の程度に応じた少人数制指導など、児童生徒一人一人の実態に応じた指導の充実のための実践研究を推進し、その成果を適切に評価・普及することにより、全国すべての小・中学校において、新学習指導要領のねらいとする「確かな学力」の向上の実現を目指す事業。文部科学省委託事業

\*2 「豊かな心を育てる地域推進事業」

学校の道德教育を中核に、地域の様々な団体や機関、有志などの積極的な支援の下で、児童生徒の豊かな心を育てる幅広い教育活動を促進する実践研究を行い、その成果の普及を図る文部科学省委託事業

\*3 「家庭教育支援基盤形成事業」

家庭の教育力の向上を図るため、「家庭教育支援チーム」を設置し、情報や学習機会の提供、相談体制の充実をはじめとするきめ細やかな家庭教育支援を行うことにより、地域全体で家庭教育を支えていく基盤の形成を促進していく事業。文部科学省委託事業

\*4 「福岡県重点課題研究指定・委嘱事業」

福岡県が直面する重要な教育課題に関して、解決のための具体的な手法を実践的に研究し、その成果をまとめるとともに、全県下への普及・啓発を図ることにより、福岡県教育の充実・改善に資することを目的に実施される事業。事業期間は3ヵ年間で、研究指定校及び指定地域は、福岡県教育委員会が定めた重点課題研究推進連絡協議会の指導助言のもとに、実践的研究を行い、課題解決の方途を究明する。

\*5 「すくすくファイル」

芦屋町に生まれる全ての子どもが、乳幼児から就学、就労するまでの期間に、医療・福祉などにおいて一貫した適切な支援がスムーズに受けられることができるように作成した、相談支援ファイルのこと。保護者が、子どもの成長の様子や情報を記録・保存することで、子どもの成長や発達のために有効活用してもらおう。

\*6 「発達障害理解推進拠点事業」

特別支援教育を充実させるための教職員の専門性向上等のため、教員一人ひとりが、発達障害に関する正しい知識を習得するとともに、適切な指導や学校教育活動全体を通じて児童生徒の理解を図るとともに、保護者等への十分な理解を得るための取組について、拠点校を設けて実践研究を行う事業。文部科学省委託事業。

\*7 「芦屋町青少年健全育成町民会議・各小学校区青少年育成会議」

子どもたちの健全育成を中心に、安全で安心できる地域づくりや地域の絆を深めることを目的に、すべての町民を構成員として取り組もうとする組織（「町民会議」という。）で、平成18年6月に発足。町民会議のもと、町内3つの小学校区では、「小学校区青少年育成会議」（「校区育成会議」という。）が組織され、小学校区単位で様々な活動を展開している。

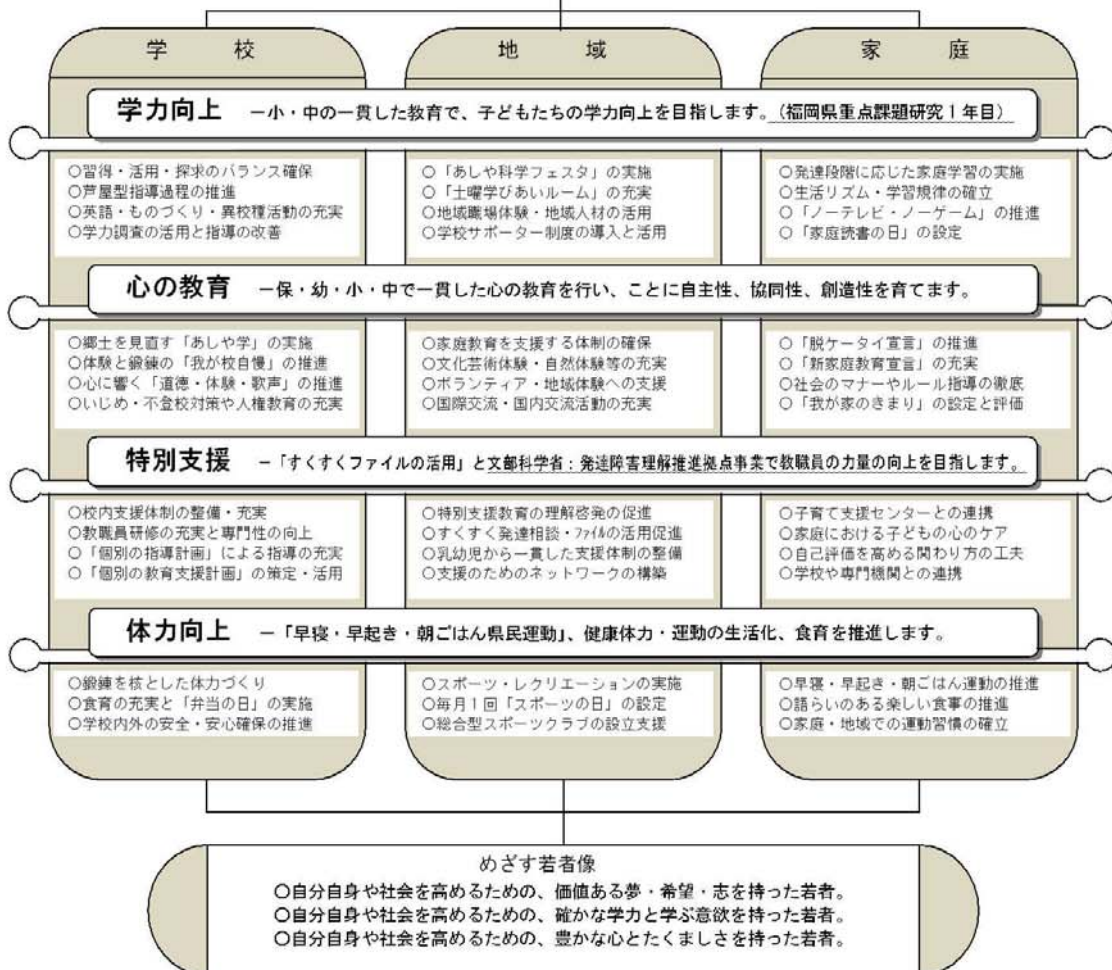
平成25年度「芦屋の教育」  
芦屋町「さわやかプロジェクト」：学校・家庭・地域が連携して、さわやかな若者に育てようプロジェクト！

平成25年度の重点：一貫・連携の「具体化」で子どもを伸ばす！

- 保・幼・小・中の一貫・連携の推進と指導連携内容を具体化する施策の策定
- 学校・家庭・地域連携システムの充実と、指導・連携内容を具体化する施策の策定
- 各種施策の教育効果の把握と、町民の教育への参加意欲を高める広報活動等の充実
- 土曜日の活用による教育活動の展開

学校・家庭・地域の連携システムの充実

- 組織：各種事業推進会議・町民会議・校区育成会議等の充実
- 連携：縦と横の連携による一貫性のある教育活動の推進
- 研修：教職員研修、子育て研修、地域教育懇談会の実施
- 目標：具体的・効果的・評価可能な施策の設定と指導連携
- 理解：広報リーフレット・教育フォーラム等の充実



## 2. 「人々が交流し支え合う、いきいきとしたまち」をめざす取り組みの現状

### (1) 生涯学習の拠点づくり～社会教育施設等の状況～

本町では、町民の学習活動の場や交流の場となる公共施設が、他町に比べると比較的身近に利用できる立地で点在しており、文化芸術活動やスポーツレクリエーション活動などに利用されています。

主な施設では、平成21年度末に町民会館、平成22年度に中央公民館のリニューアルが完了したことで、生涯学習の拠点となる施設の整備が整いました。更に、子育て支援センター「たんぼぼ」や、町民会館内に開設されたボランティア活動センター「りーど」、中央公民館内に開設した「ギャラリーあしや」の誕生により、多種多様な事業展開の可能性が広がり、専門的に特徴をもった活動が行える環境が整いました。

これらの施設は現在、生涯学習講座「あしや塾」を始めとする様々な学習活動の場や、町民間の交流の場等として、多くの人々に利用されています。

現在町が設置している社会教育施設等とその利用実態は以下のとおりです。

施設名	設置年度	主な利用実態
○中央公民館	昭和53年 (平成22年)	講座、同好会活動、会議、研修会
○芦屋町図書館	昭和53年 (平成22年)	読書活動、読み聞かせ
○ギャラリーあしや	平成22年	絵画・美術品展示、企画展、ワークショップ
○芦屋東公民館	昭和51年	講座、同好会活動、会議
○山鹿公民館	昭和47年	講座、同好会活動、会議
○町民会館	昭和41年 (平成21年)	文化活動発表の場、講演会、研修会、同好会活動
○ボランティア活動センター「りーど」	平成21年	ボランティア活動の支援、情報提供、相談業務、子ども社会力育成塾（ぼらんていあキッズ）
○子育て支援センター「たんぼぼ」	平成22年	講座、子育て支援活動、相談会
○芦屋釜の里	平成7年	茶の湯文化の振興拠点、芦屋釜の復興・研究
○芦屋歴史の里（歴史民俗資料館）	平成16年	文化財の調査研究保護、展示
○総合体育館・コミュニティセンター	昭和63年	スポーツ活動、講座
○小体育館	昭和54年	スポーツ活動
○武道場	昭和45年	スポーツ活動
○庭球場	昭和59年	スポーツ活動
○弓道場	昭和49年	スポーツ活動

※（ ）書きはリニューアル年度

(2) 町民と行政の『協働』による生涯学習まちづくりへの取り組み

①地域コミュニティの育成をめざす取り組み

住民自治やコミュニティ活動の振興を図るため、次のような取り組みを実施しています。また、自治区の枠を越えた小学校区を単位とする、青少年健全育成町民会議・各小学校区育成会議、学校サポーター制度など、新たな地域社会の連帯感を高める取り組みを実施しています。(学習機会の内容は、全て平成 24 年度実績)

学習機会の主な内容	事業数	担当課及び実施機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町民会議指導者研修会、講演会</li> <li>○ 児童・生徒のみまもり活動</li> <li>○ 学校サポーター制度</li> <li>○ 子ども会育成会連合会指導者研修会</li> <li>○ 町民体育祭      ○ 祭りあしや</li> <li>○ だごびーなとわら馬まつり</li> <li>○ 自主防犯活動      ○ 自主防災活動</li> <li>○ クリーンキャンペーン</li> </ul>	10 事業	生涯学習課、町民会議・校区育成会議、子ども会育成会連合会、町民体育祭実行委員会、地域づくり課、祭りあしや実行委員会、だごびーなとわら馬まつり実行委員会、自治防犯組合、自主防災組織、環境住宅課

②「住民参画まちづくり」への取り組み

町民が持つ知識や知恵、感性などがまちづくりに活かせるよう、情報を積極的に公表し、同時に、広く町民の意見を聴く手続きやルールを定めた「住民参画まちづくり条例」の理念のもと、町民と情報の共有化を図り、まちづくりを一緒に考え、行動する豊かで暮らしやすい協働のまちづくりを進めてきました。

現在、次のような取り組みを行っています(内容は、全て平成 24 年度実績)。

取り組み内容	事業数	担当課及び実施機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 住民参画推進委員会の設置</li> <li>○ 職員の住民参画研究グループの設置</li> <li>○ 協働に関する職員研修</li> <li>○ 行政情報の積極的公表</li> </ul>	4 事業	企画政策課

### ③ 出前町長室の実施

急速な少子高齢化や核家族化など社会環境の変化により自治区活動は様々な課題を抱え、活動自体も衰退している状況にあります。そのため、加入率の低下をはじめとする様々な自治区の課題や、今後のまちづくりについて、町民と一緒に考え意見交換することによって「町民が主役の町民がつくるまち」を目指し、平成20年5月より出前町長室を実施しています。

現在8つのテーマを設定し、自治区単位で実施しています。

### ④ 役場職員による町民に対する出前講座の実施

町民が行う自主的な学習の場に役場職員を派遣する事業で、町民に町の現状を知っていただき、お互いの信頼関係を築くことや、町民が持つ知識や知恵、感性などをまちづくりに活かす「住民参画によるまちづくり」を目指して取り組むものです。

平成17年度から始めたこの事業では平成25年度現在、52のメニューがあり、24年度までに70回実施されています。主に婦人会や保育所（園）、ボランティア団体などの利用が多くあります。



### 3. 生涯学習のしくみづくりに向けた課題

前項1～2の学習機会の現状からは、教育委員会だけではなく、町長部局各課や地域でも独自に学習機会が提供されていることが分かります。

前項1の(1)にある生涯学習講座「あしや塾」の創設により、行政等がバラバラに提供していた学習機会を、町民へ体系的に提供する環境が整いました。しかしその内容は分野が限定されていたり、実施しても同じ参加者に留まったりと、現代的課題に対応するための新しい学習機会の創設や町民の学習ニーズが十分に把握できていない状況です。また、一部を除き行政が主体となって提供するもので、行政以外の関連機関や関係団体などが実施する学習機会については、十分に反映できておらず、さらに受講者がその成果を活かせる場の提供も少ないのが実情です。

生涯学習施設等の充実では、町民会館や中央公民館、図書館の改修により、生涯学習の拠点となる施設整備が整い、新たに、子育て支援センターやボランティア活動センター、ギャラリーあしやが設置され、多種多様な事業展開の可能性が広がりましたが、行政主導及び各施設単体で機能している感が否めず、施設間の連携体制や町民参加の施設づくりの動きは確立していません。

一方、学校サポーター制度や町民会議など、学校と地域が連携できるためのしくみづくりや、各種イベントの実施等による地域コミュニティの育成をすすめるしくみづくりは進んでいるものの、学校と地域の連携やコミュニティの醸成は十分とはいえません。

また、住民参画への取り組みと進めるとともに、地域コミュニティの醸成の一端を担うとも言える「出前町長室」や「出前講座」も、利用頻度や利用団体種類も伸び悩んでいる状況です。

以上のことから、今後、生涯学習のしくみづくりをすすめていくうえで、次のような課題があげられます。

(1) 学びたくなる、学習した成果が評価される学習機会の提供

① 学習機会の拡充とそれぞれがつながりを持った仕組みづくり

それぞれのライフステージに応じた、学習の目的や段階に応じた多様な学習機会を整備する必要があります。そのためには、町民の学習ニーズを把握したり、各学習機会提供機関の調整や連携を担うコーディネーター \*1 の役割が重要になります。

また、学習の成果を確かめる発表の場の設定や自主的な学習グループへの発展、社会参加活動へのつながりなど、学習意欲の継続と学習した成果が実感できる仕組みづくりが効果を上げると考えられます。

② 「芦屋町らしさ」を出した学習機会の提供

本町がもつ自然や歴史、文化といった地域の特徴を活かし、魅力溢れる学習機会を体系化し、提供していく必要があります。

③ 学習機会に関する情報の提供や相談活動の充実

町広報やインターネットを介するだけではなく、複数の媒体や方法によりきめ細かな情報提供が必要です。とりわけ、学習参加が少ない若年層や壮年層への働きかけが極めて重要となります。

また、学習機会や方法を気軽に相談できる、学習相談の機能が生涯学習の振興に大きな役割を果たすと考えられます。

---

\*1 「コーディネーター」

物事を調整する人。進行役。全体をうまくつないでまとめる人。一般的には、仕事の流れを円滑にする専門的なポストのこと。ここでは、町民の学習したい要望と、学習機会を提供する機関などをつないだり、それぞれを連絡調整したりする人をいう。

## (2) 現代的課題に対応した学習機会の整備

### ① 地域の活性化

地方分権改革が進展し、地方自治体に自立性・主体性・個性ある運営が求められています。地域の特性を活かした個性豊かなまちづくりのためにも、町の行政課題や歴史・文化・風土等を学び、新しい価値観をつくるための学習機会が、一層必要となります。

また、いわゆる「団塊世代の退職」は、心の豊かさや生きがいのための学習需要が増えるとともに、様々な知識・技能を持つ人材が地域にて活躍する機会が増えることにもつながるといえます。このような人材の活用を図ることは、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成に向け、社会全体にとっても有意義となります。

### ② 少子・高齢社会への対応

少子化に対応した家庭教育や出産・子育て中の若い親にとって、同世代交流や経験豊富な世代との交流を図る機会を一層促進し、親と子が共に学び育つ環境づくりが必要です。また、急激に進行した高齢化に社会整備が対応しきれず、医療、保健、生きがいの面で大きな問題が生じています。このような課題を解決し、豊かな長寿社会の実現のための学習が必要になります。

### ③ 急激な社会情勢の変化

経済の発展、科学技術の高度化、情報化等の進展など、今日、社会情勢は急激な変化を見せています。また、東日本大震災後、防災・減災への機運とともに、「自助、共助」の意識も高まっています。

これらの情勢に対応するためには、学校教育で得た知識や技術にとどまらず、生活のあらゆる領域において、絶えず新たに生み出される知識・技術を生涯にわたって学んでいく必要があります。

以上の現代的課題を鑑み、「共生社会\*1の実現」という目的を明確にし、本町や個人が抱える課題を焦点化する学習プログラムの開発が、一層効果的であると考えます。

---

\*1 「共生社会」

社会全体の少子高齢化、ライフスタイルの多様化などが進んでいるなかで、自立と共助の精神に基づく人と人との新しい関係を構築し、年齢や障がいの有無にかかわらず安心して暮らせる社会を実現しようとするもの。

### (3) 子どもたちの健全育成をめざす取り組み

#### ① さわやかプロジェクトの取り組み

「さわやかプロジェクト」の取り組みにより一定の成果をあげていますが、このような取り組みが引き続きおこなえる様、保護者や町民に理解と協力を求める必要があります。町民に広く浸透させるためにも、各取り組み内容の充実とあわせ、より多くの町民参加を促すことが求められます。

#### ② 家庭教育の取り組み

家庭教育はすべての教育の出発点であり、子どもの基本的な生活習慣や自立心、心身の調和のとれた発達を図るうえで重要な役割を担っています。そのため、子育てに時間が取れない保護者や子育てに不安や悩みを持つ孤立しがちな保護者、子育てに関心はあるが学ぶ余裕のない保護者に対して十分な学習支援を行うことや、父親の家庭教育への参加促進など新たな取り組みを図ることが必要となります。

#### ③ 地域の教育力の向上

子どもの「生きる力」は、子どもたちが異なる世代の人々や他の家庭といった様々な人と交流し、地域社会における多くの体験をすることで育まれるもので、子どもの成長過程において地域社会が果たす役割は大きなものがあるといえます。

このため、地域の大人と子どもの様々な体験を通じた触れ合いの機会を増やし、地域社会が緊密に連携・協力することで、地域の教育力を向上させていくことが必要です。

#### (4) 学習機関や施設とのネットワーク化への取り組み

##### ① ネットワーク型行政の推進

平成10年の国の生涯学習審議会答申において、「生涯学習社会においては、人々の学習活動、社会教育活動を、社会教育行政のみならず、様々な立場から総合的に支援していく仕組み『ネットワーク型行政』を構築する必要がある」と提言しています。このネットワーク型行政とは、行政の各部門間のみならず、行政機関と民間機関の間でもネットワークを形成し、生涯学習を推進しようとするものです。行政規模の小さな本町は「ネットワーク型行政」に組みやすいものと考えられます。

##### ② 各施設間のネットワークづくり

生涯学習の中核施設として、リニューアルした公民館、図書館を始め、芦屋釜の里や歴史民俗資料館、総合体育館など社会教育施設等での取り組みを充実し、さらに、社会福祉施設など学習機会を提供できる機関・施設を含めた生涯学習のネットワークづくりが、豊富な学習機会や交流の場の開発に欠かせないものとなります。

##### ③ 学校教育と社会教育のさらなる連携

子どもたちの健全育成を図るためには、学校教育と社会教育のさらなる連携・協力を進める必要があります。このことは同時に、地域社会の連帯感を形成する上でも大きな役割を果たすことが期待されます。

##### ④ 高等教育機関の支援

本町には、大学等高等教育機関は存在しませんが、町民の高度な学習要求に応えるため、近隣の大学等の支援を受けた学習機会の提供を検討していく必要があります。

#### (5) 町民と行政との「協働」への取り組みの推進

##### ① 行政職員の意識改革

職員研修の徹底や町民と協働した事業への具体的な取りかかりを通じて、ノウハウを蓄積していく必要があります。ここでも、町民の学習した成果と活用をつなぐコーディネーターとしての役割が行政に求められています。

##### ② 社会貢献活動を通じた町民の社会力向上

身近な社会貢献活動により町民の社会力が向上し、行政と「協働」する役割と責任を自覚する取り組みを推進するため、ボランティアの育成、活動の場の開発をめざした仕組みづくりに努めなければなりません。

また、社会教育関係団体の指導者に向けた養成講座などの学習機会の提供を検討していく必要があり、団体の自立を支援する取り組みも重要なものとなります。

## (6) 地域コミュニティの育成と自立に向けた取り組み

### ① 新しい『縁』の関係づくり

地域社会の連帯感を形成するためには、自治区や家族といった地縁や血縁のつながりを深めることも大事ですが、その一方で、共通した「学び」や同じ目的をもった「活動」など、新しい『縁』で結ばれた関係づくりを進める必要もあります。

### ② 活動しやすい環境づくり

新たな関係づくりを構築するためには、多くの人が参画できるよう「活動の範囲をどのくらいにするのか」、「中心となる取り組みや機会をどう創造するか」などの条件整備を、地域の実情にあわせて十分に検討する必要があります。

以上のような課題を踏まえ、本町生涯学習の推進を図るためには、町民の生涯学習の機会を拡充することはもとより、生涯学習施策をつながりのあるものとしなければなりません。推進すべき目標を明確にし、そのことに則った効果的な生涯学習施策の体系化が必要となります。

このことを第3節で述べていきます。

### 第3節 推進目標

#### 1. 推進目標

生涯学習の推進にあたっては、前節のような本町の現状を踏まえ、引き続き生涯学習の推進を図るため重要な課題に焦点を絞り、重点的に取り組むこととします。

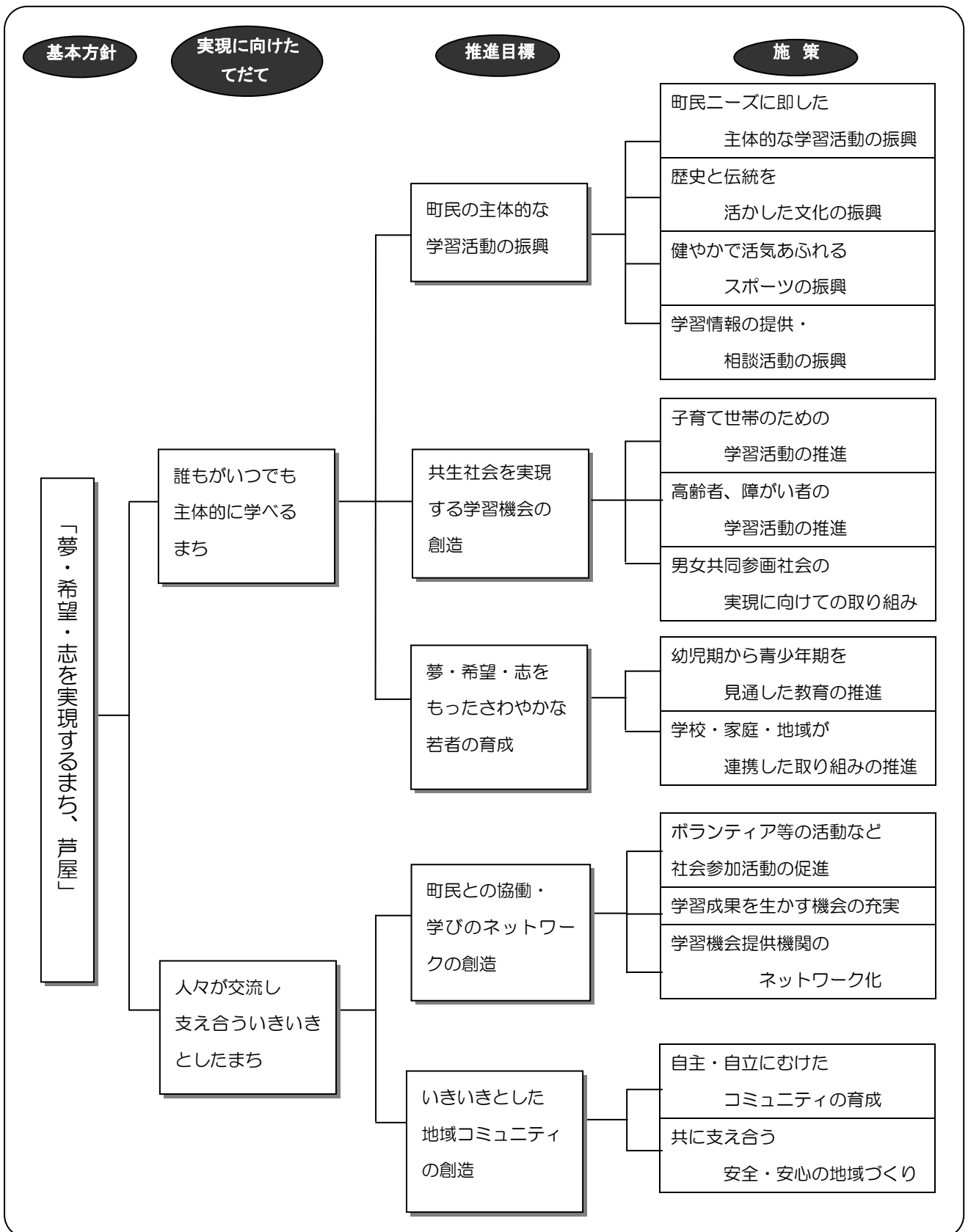
そこで、後期において具体的な施策を展開していくために、前期計画に引き続き、次の5つの目標を掲げます。

- ① 町民の主体的な学習活動の振興
- ② 共生社会を実現する学習機会の創造
- ③ 夢・希望・志をもったさわやかな若者の育成
- ④ 町民との協働・学びのネットワークの創造
- ⑤ いきいきとした地域コミュニティの創造

この5つの目標に沿って、分野ごとの具体的な施策を以降にまとめます。

## 2. 施策の体系図

目標に基づいた分野ごとの施策を前期に引き続き、次のように体系化します。





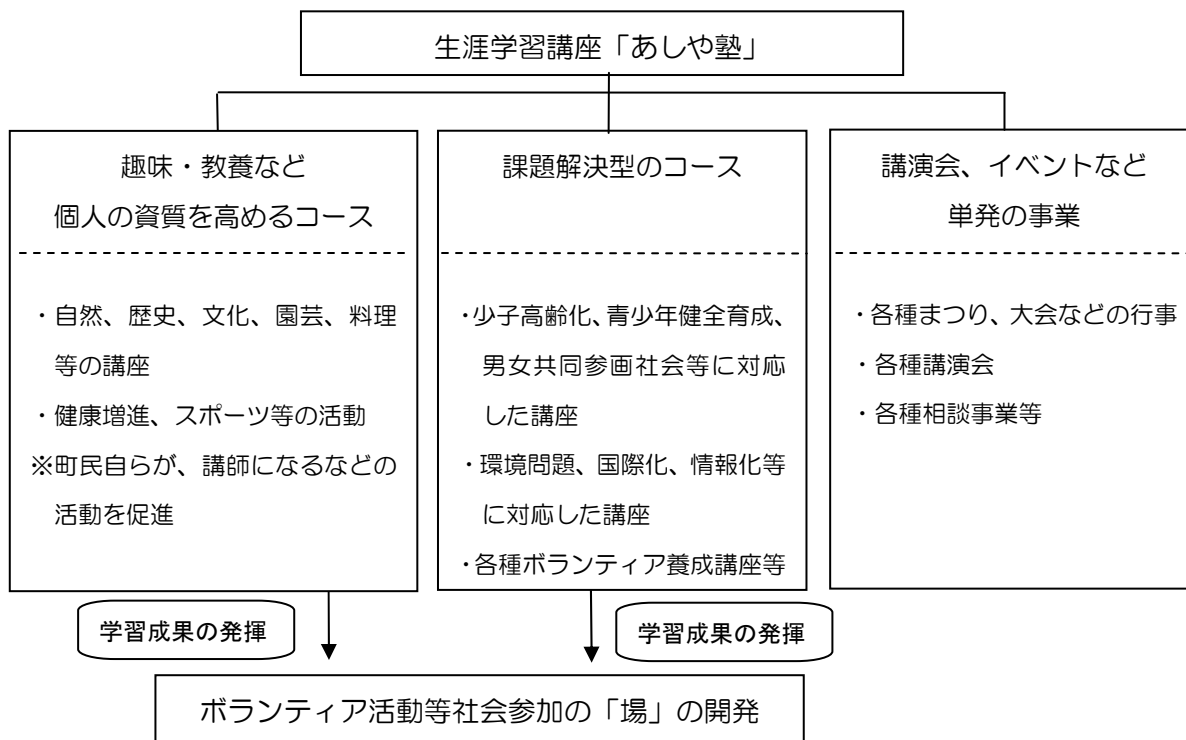
## 第4節 計画を推進するための具体的方策

前節の生涯学習施策の体系を受け、「夢・希望・志を実現するまち、芦屋」をめざして、次のような具体的な取り組みを進めます。

### 1. 生涯学習講座「あしや塾」の充実

- (1) 平成20年度に策定された生涯学習基本構想に基づき創設された、生涯学習の情報提供を取りまとめる「あしや塾」の内容充実を図ります。
- (2) その際、不足する学習機会を補うとともに、学習コースの設定や学習成果を記録する制度の導入など、学習の道筋がわかりやすい講座形式を工夫します。  
また、公民館やボランティア活動センター等と連携し、町民自らが学習した成果が生かせる仕組みづくりを推進します。
- (3) 教育委員会が主体となりプログラムの開発や各行政・関連機関との連絡・調整を行います。具体的な運営やコーディネートは生涯学習課が中心となって推進します。
- (4) 将来的には、自主的な町民参画のもとでの運営をめざします。

生涯学習講座の概念図



## 2. 「さわやかプロジェクト」のさらなる推進

平成16年度から続く「さわやかプロジェクト」を中心に、より多くの町民参加のもと、子どもたちの健全育成に努めます。

- (1) 乳幼児期から児童生徒期を見通した「生きる力」を育む教育を推進します。そのため、保育所（園）、幼稚園、小学校、中学校と行政及び関係機関との連携をより一層深めます。
- (2) 学校等と家庭と地域社会の連携・協力をさらに推進するため、協働プログラムの開発や、学校サポーターやゲストティーチャー、読み聞かせボランティア等の育成を推進します。
- (3) 家庭教育支援の取り組みを継続・発展させ、家庭教育支援に重点的に取り組みます。
- (4) P T Aや小学校区青少年育成会議を中心に、子どもの健全育成を通じた地域社会の連帯感形成を進めます。将来的には、小学校区単位規模の校区コミュニティの醸成をめざします。
- (5) 佐野市交流事業やあしやハンズ・オン・キッズ、子ども読書リーダーや読書ボランティアの活動など、体験活動・読書活動の推進に努めます。
- (6) 地域の問題を地域で解決する社会力を身につけるため、社会貢献活動等を行ない、規範意識や自尊感情を高めます。ボランティアスタンプ制度や、りーどぼらんていあキッズ事業等を通じて、子どもの頃から、社会の一員としての役割や責任を自覚する活動推進体制を強化します。

### 3. 生涯学習拠点の活用とネットワーク化の推進

(1) 平成22年度にリニューアルオープンした、公民館と図書館、ギャラリーの三つの機能を併せ持つ中央公民館（※下表参照）を中核施設として生涯学習を推進します。

- ① 各種公民館講座の充実を図るとともに、幼児から高齢者までが集う「町民の交流の場」として、中央公民館の機能向上を図ります。
- ② 子どもの読書活動を推進するとともに、地域を支える新たな情報拠点として、図書館の機能向上と充実を図ります。
- ③ 優れた美術作品の企画展やワークショップ \*1 の実施、芸術文化団体等と協働した文化芸術活動発信及び振興の場として、ギャラリーの有効活用を図ります。
- ④ 中央公民館、図書館及びギャラリーの緊密な連携により機能を高め、人づくり、地域づくりの拠点としての活動充実を図ります。

#### ※ 中央公民館の概要

○1階 …… 図書館〔児童書、読み聞かせ室、視聴覚コーナー等〕

○2階 …… 図書館〔一般書、郷土史、吉田直コーナー等〕

\*蔵書(視聴覚資料を含む) 約61,500冊(H24年度末)

\*図書館面積 1,2階合わせて約1,695㎡

会議室

○3階 …… ギャラリー、会議室、中央公民館事務室

○4階 …… 会議室、和室、調理室

---

#### \*1 「ワークショップ」

学校教育や社会教育、演劇、美術、まちづくり、開発教育など多様な分野で行われており、参加者のすべてが相互学習によって主体的に学びあう過程を通じて、多面的な気づきや参加者の共有をするための場や方法。

本来の語義は工場・仕事場であるが、生産過程における参加者の個人的工夫や参加者相互の刺激、集团的創意などが、生産の質や量を向上させ得る点を重視して、所定の課題についての事前研究の結果を持ち寄って、討議を重ねる形の

- (2) 芦屋釜の里と歴史民俗資料館を中心に自然、歴史、文化を継承発展させる学習機会を提供するとともに、ふるさと「芦屋」を誇りに思う子どもたちの育成や、次代を担う人材の育成に努めます。
- (3) 社会教育施設だけではなく、小中学校や町長部局所管の機関・施設、また商工会や社会福祉協議会、観光協会等民間の機関・施設とも連携し、生涯学習の機会を提供します。  
特に子育て支援センターを中核に、子育てに関する情報や相談体制の充実を図り、保護者への学習機会の提供に努めます。
- (4) ボランティア活動センター登録団体と協働し、まちづくりや活動の活性化を図るとともに、活動拠点としての機能の充実と団体支援、人材の育成に努めます。

#### 4. 町民と行政の「協働」による「生涯学習まちづくり」の推進

生涯学習による「人づくり・まちづくり」は、町民一人ひとりが主体となって進められるべきもので、行政の役割は、町民の「学習」や「活動」を支援するため、様々な学習環境を整備するところにあります。このことを念頭に、次のような取り組みを進めます。

- (1) 町職員の意識改革のため、職員研修の徹底や「出前講座」の活性化を行います。また、「住民参画まちづくり条例」の理念のもと、行政施策や事業への積極的な町民参加を促進します。
- (2) 学習した成果が、ボランティア活動などの社会参加につながるような学習プログラムの開発に努めます。また、ボランティア活動センターを拠点として、ボランティア団体の支援や連携・協力した事業の実施、ボランティア団体間のネットワーク化を促進し、さらに社会教育関係団体等の指導者に向けた養成講座の機会を設けるなど、情報交換や連携を深め、さまざまな団体との「協働」による事業の実施に努めます。
- (3) いきいきとした地域コミュニティを創造するため、小学校区を単位とした校区コミュニティの育成をめざします。そのため、校区内の学校や地区公民館などの機関・施設、PTAや青少年健全育成町民会議などの団体が、ともに参画できる『場』の設定や活動プログラムづくりに努めます。

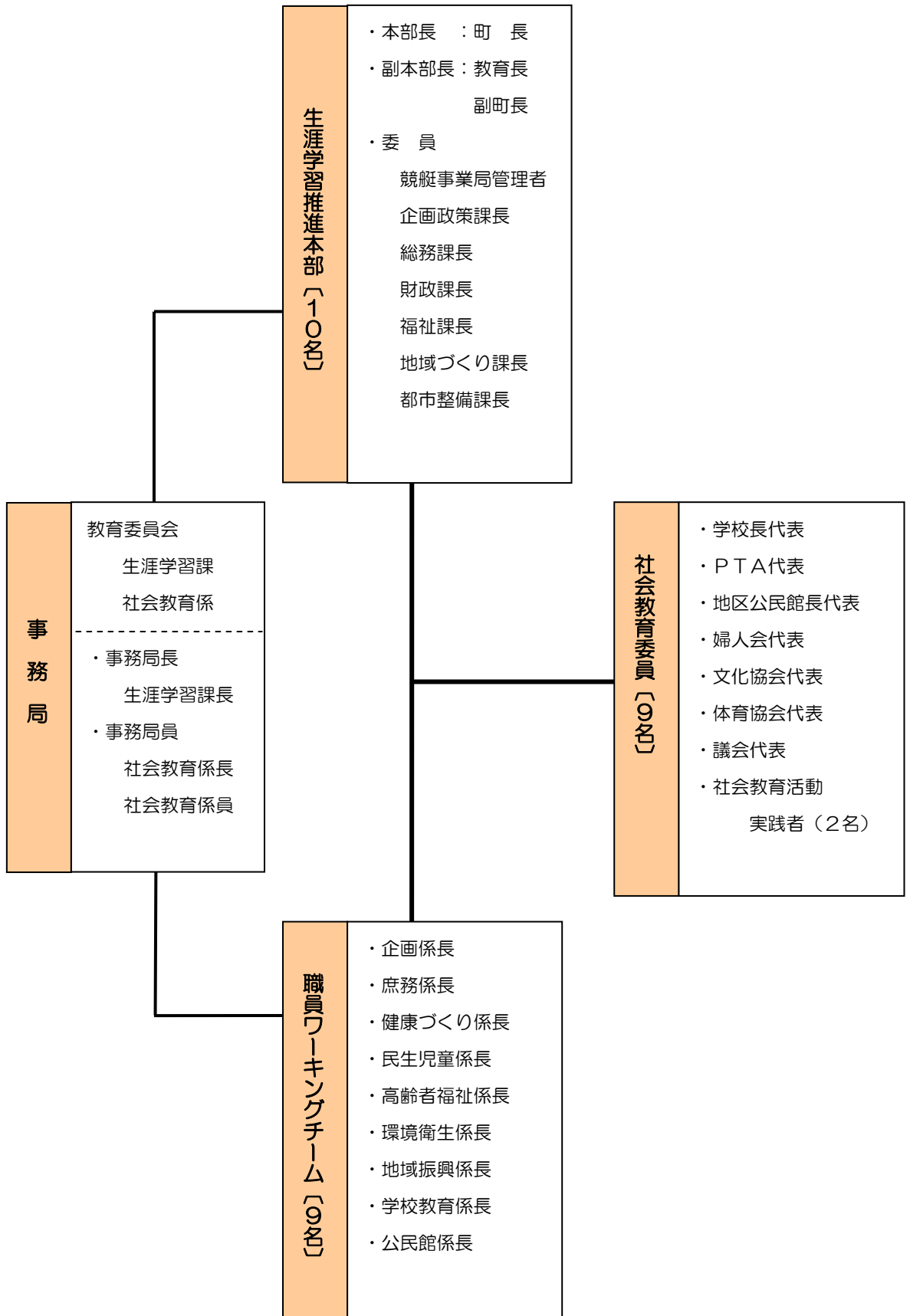
## 第3章 推進体制

生涯学習は、その分野が多岐にわたるため、関係部局間の連絡・調整・協力など行政内部の総合的な調整はもとより、町民のニーズを施策に反映していくことのできる推進体制が必要です。そこで前期に引き続き、次のように推進体制を整備します。

### 1. 生涯学習推進体制

- 生涯学習の各種施策をより具体化し総合的に推進していくために、芦屋町長を本部長とする「生涯学習推進本部」を設置する。
- 調整内部の連絡調整をスムーズに行うために、職員ワーキングチームを設置し、これらの事務局を生涯学習課が担うこととします。
- 生涯学習施策の企画・立案・実施において、広く町民や関係団体の意見・要望を反映したものとするため、社会教育委員の会議にて審議を行うこととします。

生涯学習推進体制組織図

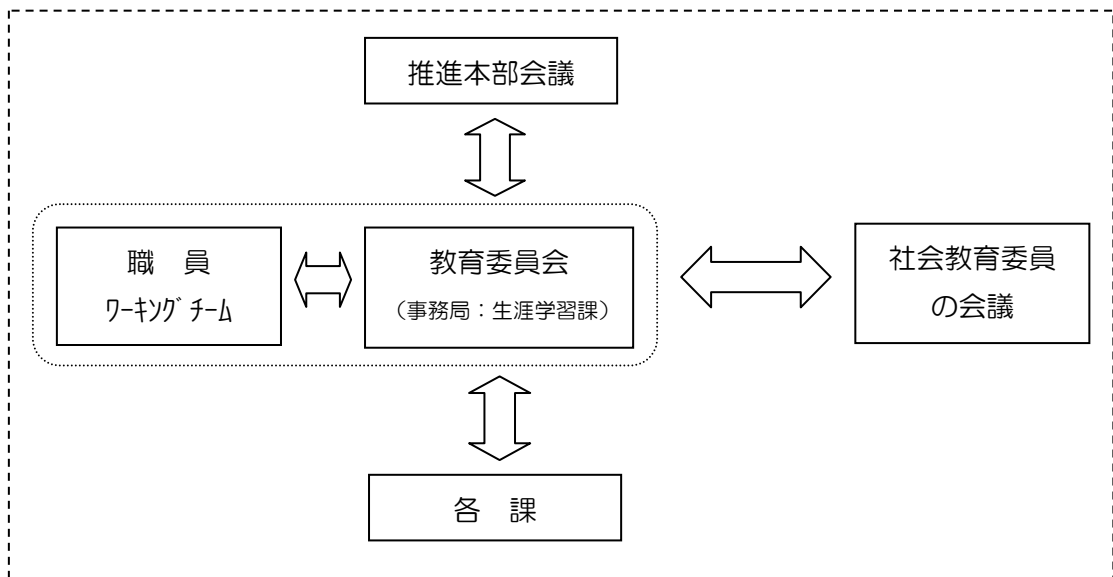


\* 生涯学習推進本部は、政策会議のメンバーが兼ねることとします。

## 2. 行動計画の策定

- 生涯学習を具体的に推進していくために、個別の事務事業について毎年目標値を設定した『行動計画』を策定します。
- 行動計画は、町の実施計画や予算と整合性を図りながら、職員ワーキングチームで連絡調整したものを原案とします。
- 社会教育委員の会議で原案を審議、意見聴取を行い、生涯学習推進本部で決定していくこととします。
- 推進本部で決定された結果を、事務局を通じ社会教育委員の会議へ報告します。
- 行政各課や関係団体が実施する生涯学習事業は、この行動計画を元に進められることとなり、事業終了後はその達成状況について、生涯学習推進本部へ報告することとします。

行動計画策定の概念図



### 3. 事業の評価と公表

- 生涯学習を推進するにあたり、実施した内容がどうであったか適正に評価し、必要に応じて内容を見直していくことが必要となります。
- そのため、行動計画をもとに実施された生涯学習事業に対し、毎年達成状況を把握し、各課との調整を図っていきます。
- 達成状況について、毎年ホームページなどを通じて町民へ公表していくこととします。